

福岡市の事業系一般廃棄物の処理方法

- ●市の処理施設へ 自己搬入する
- ⇒ 3 ページへ
- ●一般廃棄物収集 運搬許可業者に 収集を依頼する
- **→ 4** ページへ

平成23年10月1日から一般 廃棄物収集運搬許可業者に依頼 する際の<u>料金制度が変わります。</u>

詳しくは 4 ~ 5 ページへ

福岡市環境局

| | | _ |
|---|---|----------|
| | | V. |
| _ | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | Λ. |
| _ | \sim | S |
| | | |

| 事業系一般廃棄物とは? | 1 |
|---------------------|----|
| 事業系ごみの処理責任 | 2 |
| 市の処理施設へ自己搬入 する場合 | 3 |
| 一般廃棄物収集運搬許可業者 | 4 |
| に収集を依頼する場合 | |
| 事業系ごみ資源化推進ファンド | 6 |
| 古紙のリサイクル | 7 |
| 機密文書のリサイクル | 8 |
| 食品廃棄物のリサイクル | 9 |
| 家電6品目のリサイクル | 10 |
| | 11 |
| パソコンのリサイクル・グリーン購入 | U |

特定事業用建築物 事業系一般廃棄物の

保管場所の設置

12

13

はじめに

20世紀は、快適性や利便性の追求により、「大量生産・大量消費・大量廃棄」という使い捨ての経済社会システムが定着した時代でした。

そのため、日常生活や事業活動において、日々大量のごみが排出され、環境に対 する様々な問題が生じています。

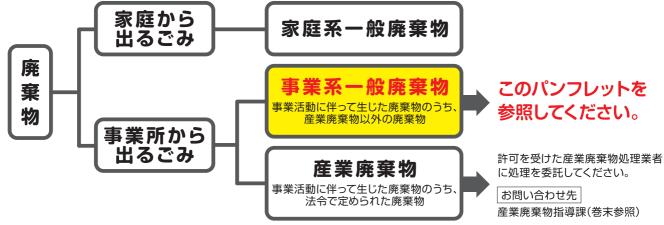
ごみ問題を解決するためには、まず極力ごみの発生を抑制し、次に環境への負荷を考えながら、出るごみはできるだけ循環利用し、どうしても循環利用できないものについてのみ適正に処理するということが重要です。

21世紀は、環境問題について真剣に考え、行動する地域社会を創ることが大切であり、循環型社会を実現することが必要です。そのためには、生産・流通・消費・廃棄のあらゆる段階で環境に配慮した行動を行うなど、事業者の自主的な取組みが求められています。



事業系一般廃棄物とは?

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。



産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は20種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中①~⑫)と、特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるもの(表中⑬~⑲)とがあります。

| | | 種類 | 具体例 |
|----------|----------|-------------------------|--|
| | 1 | 燃え殻 | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ |
| | 2 | 汚泥 | 排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、 ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等 |
| + | 3 | 廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等 |
| 965 | 4 | 廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液 |
| ゆる | ⑤ | 廃アルカリ | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液 |
| あらゆる事業活動 | 6 | 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての 合成高分子系化合物 |
| 動 | 7 | ゴムくず | 生ゴム、天然ゴムくず |
| に伴 | 8 | 金属くず | 鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等 |
| うもの | 9 | ガラスくず、陶磁器くず コンクリートくず | ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生じるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキング ブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等 |
| | 10 | 鉱さい | 鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等 |
| | Û | がれき類 | 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これ に類する不要物 |
| | 12) | ばいじん | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設 または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの |
| 特 | 13 | 紙くず | 建設業に係るもの(工作物の新築、改装または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、 紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず |
| 特定の事 | 14) | 木くず | 建設業に係るもの(工作物の新築、改装または除去により生じたもの)、木材または木製品製造業 (家具製品製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生じる木材片、 おがくず、バーク類、貨物の流通のために使用したパレット等 |
| の事業活動 | 15) | 繊維くず | 建設業に係るもの(工作物の新築、改装または除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず |
| 動 | 16 | 動植物性残さ | 食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣の あら等の固形状の不要物 |
| に伴う | 17) | 動物系固形不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥 |
| うも | 18) | 動物のふん尿 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 |
| Ŏ | 19 | 動物の死体 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 |
| | 20 | 上記19種類の産業廃棄物を処分するが | ために処理したもので、上記19種類の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物) |

事業系ごみの処理責任



事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第7条)」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責任で適正に処理するとともに、廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。

事業系ごみを家庭ごみとして STOP 出すことはできません

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業系ごみは必ず事業者の 責任で適正に処理してください。



ごみの不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに投棄すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又は併科に処せられます。



事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の処理方法は、以下のいずれかによります。

●市の処理施設へ自己搬入する

3ページへ

●一般廃棄物収集運搬許可業者に 収集を依頼する



市の処理施設へ自己搬入する場合

申込方法

自己搬入ごみ事前受付センターに申し込みしてください

電話による申込

受付時間/月曜日~土曜日 8:30~16:00(1月1日~3日は休み)

※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入予定時刻の30分前まで受付 (ただし当日分は各施設の最終受入時間の30分前まで)

インターネット による申込

https://uketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/

受付時間/年中24時間受付(メンテナンス期間は除く)

※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入予定時刻の30分前まで受付(ただし、当日分は14時30分まで)

料

10kgまでごとに 140円

市の処理施設

(ごみの持ち込みについてのお問い合わせは自己搬入ごみ事前受付センターへ)

受入時間/月曜日~土曜日 8:30~16:00 (臨海工場 9:30~15:30) 休み/日曜日、1月1日~3日 ※12月31日は全施設15時まで

| Propy 口曜日、「万丁日 - O口 | | | | |
|---------------------|-----------|------------------------------|----------------------|----------|
| | | 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
| I & FA | 東部二 | Ľ場 岡クリーンエナジー建設・運営) | 東区蒲田5丁目11-2 | 691-2999 |
| 燃えるごみ | 臨海二 | □場 | 東区箱崎ふ頭4丁目 13-42 | 642-4577 |
| | 南部工場 | | 春日市大字下白水 104-5 | 595-0225 |
| <i>o</i> > | 西部二 | □場 | 西区大字拾六町 1191 | 891-3433 |
| 燃 | 東部資源化センター | | 東区蒲田5丁目11-1 | 691-0831 |
| 燃えな | 西部資源化センター | | 西区大字拾六町 1191 | 891-3433 |
| いごみ | 陶器、 | 東部(伏谷)埋立場 | 糟屋郡久山町大字 山田1431-1 | 976-1851 |
| み | ガラス など | 西部 (中田) 埋立場 | 西区今津4439 | 807-5553 |
| ・せ | 緑のり | リサイクルセンター | 東区蒲田5丁目14-2 | 691-6351 |
| 廃ん 木定 材枝 | せんたなりか | | 西区今津4439 (西部埋立場内) | 807-5553 |

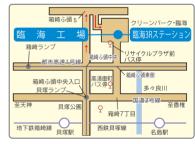
ごみを持ち込む際の注意事項

- ①覆いのない車両 (トラック等) で持ち込む場合は、ごみが飛散、落下しないようにシート をかけてください。
- ②2t以上の車両で持ち込む場合は、2名以上で持ち込んでください。
- ③処理施設内では、その管理者の指示に従ってください。
- ④施設およびごみの種類により1回の搬入量並びに1日の搬入量を制限しています。 詳細は、「福岡市廃棄物(ごみ)受入基準」(環境局ホームページ(裏表紙参照)に 掲載)に従ってごみを持ち込んでください。
 - 不適物および搬入禁止物は、持ち帰って頂くこととなりますので、予めご了承 願います。

■東部工場 ■東部(伏谷)埋立場 ■東部資源化センター ■緑のリサイクルセンター



■臨海工場 ■臨海3Rステーション



■南部工場



- ■西部工場 ■西部 (中田) 埋立場
- ■西部資源化センター ■西部3Rステーション ■緑のリサイクルセンター中田中継所(西部埋立場内)



一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する場合

依頼方法

担当区域の許可業者に収集を依頼してください

福岡市では、許可業者による地域割当制を導入していますので、事業所の所在地ごとに収集する業者が決まっています。

担当区域についての お問い合わせ先

協同組合福岡市事業用環境協会

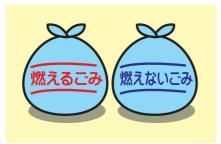
☎741-5517



許可を受けていない業者にはごみの運搬や処分を依頼できません。

事業者は自己の排出した廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、市の許可を受けた業者など、法令で決められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金または併科に処せられます。

排出方法



「燃えるごみ」と「燃えないごみ」 の2分別です



ごみ袋は、中身の見える透明の袋を使用してください



原則として夜間収集です

料 金

●上限金額が定められています(金額は次ページ)

許可業者に収集を依頼する場合の料金については、条例により上限金額が定められています。この上限金額は、ごみ収集車両の維持費や作業員の人件費などごみの収集にあたって必要となる経費である「収集運搬経費」と清掃工場の維持・管理費などごみの処分にあたって必要となる経費である「処分経費」で構成されています。

●平成23年10月1日から料金制度が変わります

処分経費の減免制度を段階的に廃止します

事業者が許可業者に支払われている料金から、福岡市が焼却処理などに必要な料金を処分経費として徴収しています。これまで処分経費については50%減免を行っており、10kgごとに70円となっていました。循環型社会の構築を推進するため平成23年10月から、処分経費の減免を段階的に廃止します。

収集運搬経費は容量制、処分経費は重量制とします

これまでの料金については、500までごとの容量制でした。収集運搬経費についてはこれまでどおり容量制を継続しますが、処分経費については平成23年10月から重量制を導入します。これまでは容量を減らすことでしかごみ処理の費用を減らすことが出来ませんでしたが、今後は、重量を減らすことでも負担を軽減できます。

一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する場合

定期収集を依頼する場合

平成23年9月30日まで

収集運搬経費+処分経費

500までごとに **217**円

平成23年10月1日から 収集運搬経費 処分経費 平成23年 10月1日から lkgまで 98 + 500までごとに 平成25年 1kgまで ごとに 11周 4月1日から 143_B 平成27年 1kgまで 4月1日から ごとに

※料金には消費税を含みます。

臨時収集を依頼する場合

平成23年9月30日まで

収集運搬経費+処分経費

1m³までごとに **5,350**円



平成23年10月1日から

収集運搬経費

1m³までごとに **3,885**円

 平成23年 10月1日から ごとに
 1kgまで ごとに
 9円

 平成25年 4月1日から
 1kgまで ごとに
 11円

平成27年

4月1日から

処分経費

※料金には消費税を含みます。

lkgまで

ごとに

会社・商店等と自宅が一緒の場合

家庭のごみと事業所のごみを分けて出してください。なお、会社・商店等で、そこに生計を営む世帯がある(住民登録がある)場合で、かつ家庭のごみと事業所のごみを分けることが困難な場合は、「併用世帯」の認定を受ければ、収集料金の一部が減額されます。各区役所生活環境課(博多区は自転車対策・生活環境課、西部出張所は市民相談係)に届出してください(巻末参照)。



処分経費が重量制 になると毎回ごみの 重さを量らなければ いけないのですか? 事業者が自分の排出するごみの実態を把握することは、 ごみ減量・リサイクルの取組みへの第一歩ですが、排出の たびに重さを量ることは、大きな負担でもあります。

重量制の導入自体は、重さを量ることを義務付けるものではありませんので、許可業者との実際の収集契約にあたっては、排出するごみの平均的な重量を用いるなど、上限金額の範囲内で、当事者が納得できる方法により契約を行ってください。

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド

事業系ごみのリサイクルについては、食品リサイクル法の施行などにより、事業者の取組み意識が高まってきていますが、一方では、活用できるリサイクルルートが不足していること等により、事業者の自主的な取組みのみでは事業系ごみのリサイクルが円滑に進まない現状があります。

そのため、福岡市では、事業者の排出者責任を踏まえつつ、そのリサイクルに向けた取組みを支援することにより、循環資源のさらなる利用を推進し、循環型社会の形成を進めるため、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」を平成23年10月1日に創設します。

福岡市では、今後このファンドを活用して、リサイクルに関する情報収集のネットワークづくりや、リサイクル事業に対する事業化支援や実証研究への支援といった事業を通じて、リサイクルに関わる事業者の方々が意欲を持ってリサイクルに取り組める環境を整備していきます。



今後、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドに対する皆様からの寄付金を募集します(お申し込み方法は、後日、環境局ホームページ等でお知らせします)。 いただいた寄付金は、事業系ごみのリサイクルを推進するための大きな力となります。皆様のご協力をお願いします。

古紙のリサイクル

可燃性ごみの中で一番多いのが、紙類です。再生可能な古紙の分別・リサイクルに積極的に取 り組みましょう。



種類ごとに分別する(※古紙を縛るひもは紙ひもが理想です)

古紙は種類によってそれぞれ異なる製品へとリサイクルされるため、種類ごとに分 別することが大切です。新聞・雑誌・段ボールなどの区分を基本に、オフィスペーパー などの分別方法については古紙回収業者とご相談ください。

一般的な 古紙の 分別区分









オフィスペーパー (コピー紙、チラシ、 名刺、封筒、包装紙、 紙袋など)

※名刺サイズ以上であればリサイクルできます



禁忌品(リサイクルできないもの)はごみとして処理する

紙の原料にならないものや、再生の障害になるものが含まれているため、リサイク ルをすることができないもののことを禁忌品と呼んでいます。これらが混入したまま では、再生紙を作る際に品質の低下や機械の故障の原因となってしまいます。 禁忌品は、再生可能な古紙に混ぜずに、ごみとして処理してください。

⚠ 注意 一般的な禁忌品(リサイクルできないもの)

紙類

- ●ビニールコート紙
- ●紙コップなどのワックス加工紙 ●カーボン紙
- ●油紙
- ●写直
- ●合成紙

- ●感熱紙
- ●ノーカーボン紙
- ●銀紙
- 第二原図

紙以外

- ●粘着テープ
- ●ワッペン類
- ●ファイルの金具
- ●金属クリップ類
- ●フィルム類
- ●発泡スチロール
- セロファン
- **●とじひも**
- ●布製品(黒表紙等)
- ●雑誌付録のCD・DVD類

※何が禁忌品となるかは古紙回収業者によって一部違いがありますので、詳しくは古紙回収業者にお問い合わせください。

古紙回収業者を環境局ホームページで紹介しています。

福岡市ホームページでサイト内検索

古紙回収業者

検索

古紙のリサイクルを推進している団体があります。

福岡市ペーパーリサイクル協同組合は、効率的な古紙回収に取り組んでい ます。また禁忌品が除去され、種類別に分別された古紙について、無料で受入 れを行っています。詳しくは右記へお問い合わせください。

●お問い合わせ先 福岡市ペーパー リサイクル協同組合 **414-7711** FAX 414-7761

古紙回収は一般廃棄物収集運搬許可業者も行っています。

一般廃棄物収集運搬許可業者が、原則としてごみ処理料 金の範囲内でごみとは別便で回収します。古紙の発生量が 少ないために古紙回収業者が回収に来てくれない場合など にご利用ください。回収料金や排出方法など、詳しくは許可 業者にお問い合わせください。

●許可業者の連絡先などが 不明の場合は

協同組合福岡市事業用環境協会 741-5517 FAX 741-5518

機密文書のリサイクル

個人情報等の機密文書も機密性を保持したまま、様々な方法でリサイクルされています。

区分

説明

直接溶解処理



事業者から回収した機密文書を直接製紙工場等に持ち込み、パルパーと呼ばれる巨大なミキサーの中に投入し、水を混ぜながら液状化する処理方法です。機密文書の入った段ボール箱を開封せずにそのまま投入する方法と箱から機密文書を取り出して投入する方法とがあります。前者は後者に比べ機密保持がより安全であるというメリットが、後者は前者に比べより高品質なリサイクルが行われるというメリットがあります。

破砕(裁断)処理

 破砕機を使って紙を引きち ぎったり、大型シュレッダーを 使って紙を切り刻んだりする 方法です。誰が運搬するの か、どこで処理するのかにより、右記の3種類に細分化さ れます。破砕(裁断)後は、製 紙工場等に持ち込み、溶解処 理を経てリサイクルされます。

引取り

リサイクル業者が事業者から引き取った機密文書を、自社の処理施設または業務提携している他社の処理施設まで持ち帰り破砕(裁断)します。

持込み

事業者がリサイクル業者の処理施設へ機密文書 を持ち込み、リサイクル業者が破砕(裁断)します。

出張

出張破砕機や大型シュレッダーを搭載したトラックが事業者の元へ出向き、事業者の目の前で破砕(裁断)します。

- ※ リサイクル業者によっては、溶解証明書などの証明書の発行が可能です。
- ※ リサイクル業者によって処理方法に細かい違いがあります。現場視察などで処理工程を確認するのも良いでしょう。

機密文書のリサイクル業者を環境局ホームページで紹介しています。

福岡市ホームページでサイト内検索

機密文書リサイクル業者

検索



機密文書のリサイクル業者を選定する際の一つの指標として考えられる資格(個人情報等の機密情報をより適正に管理する上で有効と考えられる資格)

●プライバシーマーク制度

プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム―要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。

企業や団体は、自らの「個人情報」の取り扱いが適切であることを、消費者(個人)に向けて「プライバシーマーク」というロゴマークでアピールすることができます。



出典:一般財団法人日本情報経済社会推進協会

●ISO27001 (ISMS)

ISO27001(ISMS) とは、国際的に整合性のとれた情報セキュリティマネジメントに対する第三者適合性評価制度(ISMS適合性評価制度)の基準となる規格のことです。

情報セキュリティ上の問題に対処する個別の技術的対策の他に、マネジメントとして組織自らのリスク評価を行い、必要なセキュリティレベルを決め、プランを立て、資源配分

なセキュリティレベルを決め、ブランを立て、資源配分 を行い、システムの運用を行えているかを、第三者機 関が審査登録し認証します。



出典:一般財団法人日本情報経済社会推進協会

754

「機密文書処理」もグリーン購入の対象です。

グリーン購入については 11ページで紹介しています。

国においては、グリーン購入に関して、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を定めており、事業者や国民等についてもこの基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましいと示しています。この方針では、重点的に調達を推進すべき環境物品等の判断の基準を定めており、「機密文書処理」の判断の基準は右記のとおりとなっています。(平成23年6月現在)

「機密文書処理」の(処理業者選定の)判断の基準

- 動該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。
- ②機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。
 - 用が可能となるよう次の事項を満たすこと。
 ①古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。
 - ②直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備におい て処理されること。
- ③破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③ 適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。

シュレッダーくずもリサイクル!

専門業者によるリサイクルのほか、自社でシュレッダー処理した紙くずも、古紙回収業者によっては、リサイクルできる場合があります。ごみとして捨てる前に、一度古紙回収業者に相談してみましょう。

食品廃棄物のリサイクル

可燃性ごみの中で紙類に次いで多いのが、食品廃棄物です。食品廃棄物の減量・リサイクルに も積極的に取り組みましょう。

ポイント1 発生を抑制する

食材の管理を徹底して、食品を作りすぎないように心がけましょう。



ポイント2 水切りを徹底する

食品廃棄物の重量の大半は水分です。水切りを徹底することによりかなりの減量をすることができます。



ポイント3 リサイクルする

リサイクル業者に処理を 依頼する方法や自社で生 ごみ処理機を導入し、堆肥 などにリサイクルする方法 などがあります。



ポイント4

リサイクル製品を使用して 作られた農畜産物を利用する

食品廃棄物を原料とした飼料や肥料を使用して生産された農畜産物を利用することにより初めて、リサイクルの環が構築できます。安定したリサイクルのために、積極的にこれらの生産品を利用しましょう。

食品廃棄物のリサイクル業者を環境局ホームページで紹介しています。

福岡市ホームページでサイト内検索

食品廃棄物リサイクル業者

検索

754

食品リサイクルを推進する2つの認証制度(財団法人食品産業センターホームページより)

●食品関連事業者認証制度・登録制度 「エコアクション21」

この制度は、エコアクション21食品関連事業者向けマニュアルのガイドラインに沿って、食品リサイクルと環境への取り組みを行っている食品関連事業者を適正に評価し、認証・登録するものです。

認証・登録された事業者は、パンフレットやカタログ、名刺などに、「食品リサイクル優良事業者」の赤文字をロゴマーク上部に入れて使用することができます。



●「食品リサイクル製品・認証・普及制度」

食品循環資源(食品廃棄物等のうち有効利用されるもの)から作られた肥料を第三者認証機関が認証し、その肥料で育てた農産物と、その農産物を使用して製造された加工食品に識別マークを与える制度です。

これらの製品や生産物には認証番号や識別マークが付けられるので、環境を意識した商品選択を行う消費者の目印になります。



※ この他に、食品循環資源を利用した飼料に関する認証制度として「エコフィード認証制度」があります。(社団法人日本科学飼料協会ホームページより)



食品リサイクル法では、個々の食品関連事業者および平成24年度までに達成すべき業種別の再生利用等の実施率目標が設定されています。

業種別の再生利用等の実施率目標※

食品製造業・・・85%

食品卸売業・・・70%

食品小売業・・・45%

外 食 産 業・・・40%

※ 実施率の目標数値は、各々の食品関連事業者が 実施すべき実施率ではなく、業種全体での達成 が見込まれる目標です。

個々の食品関連事業者の基準実施率

基準実施率

前年度の 基準実施率 前年度の基準実施率に 応じた増加ポイント

※ 平成19年度の基準実施率は、平成19年度の再生利用等実施率(実績)とします。

| 前年度の基準実施率区分 | 増加ポイント |
|-------------|--------|
| 20%以上50%未満* | 2% |
| 50%以上80%未満 | 1% |
| 80%以上 | 維持向上 |

※ 平成19年度の再生利用等実施率が20%未満の場合は、 20%として基準実施率を計算します。

※ その他、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)については、農林水産省のホームページをご覧ください。

10

家電6品目(家電リサイクル法対象家電)のリサイクル

△ 注意 市の処理施設では受け入れられません。

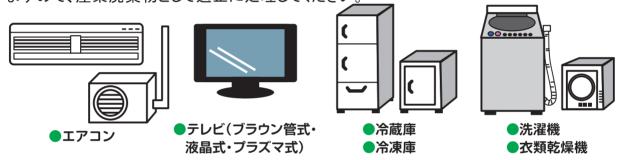
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法により、リサイクルすることが義務付けられています。

家電リサイクル法について

家電リサイクル法は、家電製品のリサイクルを義務付けることで廃棄物を減らし、循環型社会を目指そうという法律です。排出者、小売業者、製造業者等の3者それぞれの役割が定められており、排出者においては適正な排出(小売業者への引渡し)と費用負担が求められています。

対象機器

次の品目で、家庭用機器を業務用として使用していた場合が対象となります。 ただし、専ら業務用として製造・販売されている機器は家電リサイクル法の対象外になりますので、産業廃棄物として適正に処理してください。



※対象機器、対象外機器の詳しい例示は(財)家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページ (http://www.rkc.aeha.or.jp/)に掲載されています。

処理方法

●買い換えの場合

新しい製品を購入する小売店に引き取ってもらう

- ●買い換え以外の場合で、購入した小売店が分かる場合 購入した小売店に引き取ってもらう
- ●買い換え以外の場合で、購入した小売店が分からない場合 「ベスト電器カスタマーサポート福岡」に引き取ってもらう

🕿 651-9161 FAX 631-4547

受付日時/営業日の9:00~ 18:00

料金

リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

リサイクル料金 (メーカーによって 異なります)

+

収集運搬料金 (小売店によって 異なります) 排出者が支払う料金 (家電リサイクル券の 控えを受け取りましょう)

※メーカーのリサイクル料金一覧が(財)家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ (http://www.rkc.aeha.or.jp/)に掲載されています。

パソコンのリサイクル

△ 注意 市の処理施設では受け入れられません。

パソコンは資源有効利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。

対象機器

- ●デスクトップパソコン本体
 ●ノートブックパソコン
- ●ディスプレイー体型パソコン
- ●ディスプレイ(液晶式・プラズマ式・ブラウン管式)





※ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収しますが、標準添付品のみの廃棄は産業廃棄物と て処理してください。

※詳細は一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ(http://www.pc3r.jp/)をご覧ください。

メーカーがわかっているパソコンの場合

メーカーの受付窓口にお申し込みください。

- ※ ほとんどのメーカーでは、インターネットからの 申込みが可能となっています。
- ※ 本体、ディスプレイが別々のメーカー製の場合 は、それぞれのメーカーに申込みが必要です。
- ※ 料金については、メーカーにお問い合わせください。

メーカーが存在しないパソコン(自作等)の場合

産業廃棄物として適正に処理してください。

※ 一般社団法人パソコン3R推進協会が回収する メーカー等不存在パソコンは、家庭から廃棄さ れるパソコンのみです。

グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、まず購入の必要性を十分に考え、購入する場 合は価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。 グリーン購入を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現していきましょう。

各メーカーのカタログやホームページなど で、右記のマークなどが付いた商品や「グ リーン購入法適合商品」※3などと記載されて いる商品を選ぶことで、環境への負荷が小 さい商品を購入することができます。





※1 エコマーク

※2 グリーンマーク

※1 エコマーク

環境省所管の(財)日本環境協会が定めた認定基準に適合していると認定された商品に表示することがで きるマークです。(エコマーク事務局 http://www.ecomark.jp/)

※2 グリーンマーク

公益財団法人古紙再生促進センターが定めた古紙配合率の基準に適合していると承認された商品に表 示することができるマークです。((公財)古紙再生促進センター http://www.prpc.or.jp/)

※3 グリーン購入法適合商品

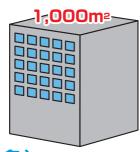
グリーン購入法における判断基準に適合する商品を自主的に製造し、そのことを公表している商品です。 (グリーン購入ネットワーク http://www.gpn.jp/)

特定事業用建築物

福岡市では、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(以下「条例」といいます。)で、 廃棄物の減量及び適正処理について、市の責務、市民の責務、事業者の責務を定めています。その 中で、特定事業用建築物の所有者等の義務については、以下のとおり規定しています。

1 特定事業用建築物とは

事業の用途に供される部分の<u>床面積の合計が1,000m²を超える</u> 建築物が対象となります。「棟」を単位とし、住宅などの居住用部分 の床面積は除きます。



2 特定事業用建築物の所有者等の義務(条例第13条)

特定事業用建築物の所有者等(所有者以外で特定事業用建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)には、当該建築物における事業系廃棄物の減量を推進するために、以下のことが義務づけられています。

1 廃棄物減量等推進責任者の選任と届出

特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物における事業系廃棄物の減量等に関する業務を担当させるため、廃棄物減量等推進責任者を選任し、下記の要領で届け出てください。

なお、責任者を変更した場合も、同様式にて速やかに届け出てください。



提出書類

「廃棄物減量等推進責任者選任(解任)届」 (環境局ホームページ(裏表紙参照)からダウンロードできます)

提出先

環境局 事業系ごみ対策課 推進係 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目10番1号 福岡市役所北別館5階

711-4836 FAX711-4823

(2) 廃棄物の減量等に関する計画書の提出

特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物における廃棄物の減量等への取り組みについて、前年度の実績と当年度の計画を下記の要領で提出してください。



提出書類

「廃棄物の減量等に関する計画書」 (環境局ホームページ(裏表紙参照)からダウンロードできます)

提出先

環境局 事業系ごみ対策課 推進係 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目10番1号 福岡市役所北別館5階

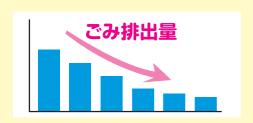
711-4836 FAX711-4823

提出期限

毎年6月30日(必着)

(3)計画に従った廃棄物の減量義務

特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系廃棄物を前項の計画書に従って減量しなければなりません。



特定事業用建築物

3 廃棄物減量等推進責任者の役割

- (1)建物から排出される廃棄物・資源物の種類・量・処理方法等の把握と記録
- (2) 減量・再資源化の目標量の設定
- (3) 減量・再資源化が適正かどうかの定期的な点検と見直し
- (4) 減量・再資源化が円滑になされるよう組織や体制の整備
- (5) 従業員や入居テナントへの啓発

4 特定事業用建築物の占有者(入居事業所)の協力義務(条例第13条)

特定事業用建築物の占有者(特定事業用建築物内で事業活動を営む事業所、テナント等)は、廃棄物の減量に関し、特定事業用建築物の所有者等に協力しなければなりません。

5 立入検査の実施、勧告等

(1) 立入検査(条例第40条)

廃棄物の減量を推進するため、実際に対象の建築物を 個別に訪問し、立入調査を行います。

② 勧告·公表·受入拒否(条例第14条、第15条、第16条)

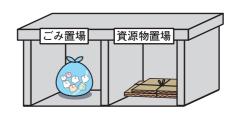
特定事業用建築物の所有者等が、<mark>2</mark>に記載している義務を果たしていないと認められるときは、勧告や公表、さらには市の処理施設への受入れを拒否する場合があります。



事業系一般廃棄物の保管場所の設置

事業用建築物を建築(建築確認申請が必要な増築・改築・ 移転を含む)しようとする者は、下記のとおり一般廃棄物及び 資源物の保管場所を設置する義務があります。

(福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12 条、第12条の2)



| 基準 | 設置義務 | 届出 |
|--------------------------|--------------------------------|----|
| 延べ床面積が 1,000m² 以下の場合 | 事業系一般廃棄物の保管場所の設置 | 不要 |
| 延べ床面積が 1,000m² を超える場合 | 事業系一般廃棄物の保管場所の設置 資源物保管場所の設置 | 必要 |

※ 保管場所については設置基準があり、必要となる面積は建築物の事業用途により異なります。 詳しくは、環境局ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

提出書類

提出先

「事業系一般廃棄物の保管場所等設置届出書」 (環境局ホームページ(裏表紙参照)からダウンロードできます)

環境局事業系ごみ対策課(裏表紙参照)



3R (スリーアール) のすすめ



- ごみを減らすこと → Reduce (リデュース)
- **② 繰り返し使うこと → Reuse** (リュース)
- ② 資源として再利用すること → Recycle (リサイクル)

という言葉の頭文字の3つのRをとってつくられた言葉で、 ごみ減量やエネルギー節約のキーワードです。







3Rは順番が

大事です

大切に使って、 ごみを減らしましょう

- 会議資料などは簡素化、 コンパクト化する
- 文書・資料を共有化する
- 両面コピー、ペーパーレス化等 で使用量を抑える
- 過剰包装を控え、簡易包装を 推進する



使えるものは 繰り返し使いましょう

- 裏面が使える紙は、メモ帳の 代わりや片面コピー・印刷に 使用する
- 詰め替え用製品を購入し、 ボトルやトナーなどは繰り返 し使う
- 不要な事務用品は他の部署 等で再使用する



ごみとして出さないで 資源として再利用 しましょう

- 資源になるものは、リサイクル 業者に回収してもらう
- 飲料の自動販売機を設置して いる事業所は回収箱を設置し、 缶・びん・ペットボトルを納品 業者に引き取ってもらう
- 機密文書やシュレッダー処理 した紙くずもリサイクルする
- 再生して作られた製品を利用する



ごみ減量・リサイクル活動を推進することは、環境への貢献となるだけでなく、廃棄物の 処理に係る費用を減らすことにもつながります。

オフィスで発生する古紙の回収や再生紙の利用、飲食店での生ごみの発生抑制・リサイクル など、それぞれの事業所の特性を活かしたごみ減量・リサイクルのシステムをつくりましょう。

お問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所本庁舎13階 環境局事業系ごみ対策課(事業系一般廃棄物に関すること) 🕿 711-4039 FAX733-5592 環境局産業廃棄物指導課(産業廃棄物に関すること) 711-4303 FAX733-5592

東 区 生活環境課

☎645-1061 FAX 632-8999 城南区 生活環境課 ☎833-4086 FAX 822-4095

博多区 自転車対策·生活環境課 ☎419-1068 FAX 452-6735 早良区 生活環境課 ☎833-4340 FAX 851-2680

中央区 生活環境課

☆ 718-1091 FAX 718-1079 西区生活環境課 ☆ 895-7050 FAX 882-2137

南 区 生活環境課

☆559-5374 FAX 561-5360 西 部 出張所

7806-9430 FAX 806-6811

環境局ホームページ〉http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/ この印刷物は再生紙を使用しています。

福岡市の環境

検索

平成23年6月発行:福岡市環境局事業系ごみ対策課